

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る意見聴取概要の公表について ……	2
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出について ……	5
一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請について ……	8
個人タクシーの法令試験の実施について ……	9
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案 ……	10
一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案 ……	11
道路運送車両法第53条の規定に基づく整備管理者の解任命令処分について ……	13
一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案 ……	14
指定整備事業者等の行政処分について …… (有限会社小牧自動車整備工場)	19

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止届出に係る
意見聴取概要の公表について

道路運送法第15条の2第2項に基づき意見聴取を実施したので、道路運送法施行規則第15条の9第2項により、下記のとおり公表する。

1. 届出の件名、事案番号及び一般乗合旅客自動車運送事業者名

件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C01
事業者名：ちばレインボーバス 株式会社

2. 意見の聴取の日時及び場所（地域協議会において行った場合には、その旨）

令和6年5月7日（火曜日）
13時00分から（千葉県）AB聴聞室
14時00分から（八千代市）AB聴聞室

※上記を予定していたが、書面による意見となった。

3. 意見の聴取に出席し、又は意見を記載した書類を提出した被聴取者の氏名又は名称及び住所

- ・千葉県知事 千葉県千葉市中央区市場町1-1
- ・八千代市長 千葉県八千代市大和田新田312-5

4. 陳述の要旨

別紙、意見の陳述書のとおり

(別紙5-2)
交 計 第 6 5 号
令 和 6 年 5 月 7 日

関 東 運 輸 局 長 様

千葉県千葉市中央区市場町1-1
千葉県
千葉県知事 熊谷 俊人
(公印省略)

意 見 の 陳 述 書

今般、令和6年5月7日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C01
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
千葉県知事 熊谷 俊人
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止日の繰り上げにあたっては、地元市である八千代市の意見を十分尊重されたい。



(別紙5-2)
都 第82号
令和6年4月25日

関東運輸局長 殿

千葉県八千代市大和田新田312-5

八千代市

八千代市長 服部 友則



意見の陳述書

今般、令和6年5月7日に予定しておりました意見の陳述について、都合により意見の聴取の場所に参加することができなくなりましたので、下記のとおり書面による陳述を行います。

記

1. 意見の聴取を行うこととされていた事案の件名および事案番号
事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業の路線の廃止
事案番号：24C01
2. 意見の聴取において陳述しようとしていた者の氏名及び職名
八千代市都市整備部都市計画課長 平野 泰央
3. 意見の聴取において陳述しようとしていた意見
路線の廃止にあたっては、地域住民や利用者等に十分な周知や説明を行うようお願いいたします。



公 示

24C02号

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止に関する届出があったので、道路運送法第15条の2第2項及び道路運送法施行規則第15条の6の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和6年6月6日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 届出の内容等

事案の件名	一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休止
事案番号	24C02
届出を行った一般乗合 旅客自動車運送事業者名	京成バスシステム 株式会社
対象となる路線 休止の予定日	<p>事案番号 24C02-1 千葉県船橋市東船橋四丁目19番地先 千葉県習志野市谷津六丁目20番地先 0.37キロ</p> <p>事案番号 24C02-2 千葉県習志野市谷津六丁目20番地先 千葉県習志野市谷津六丁目11番地先 0.48キロ</p> <p>事案番号 24C02-3 千葉県習志野市谷津六丁目11番地先 千葉県習志野市奏の杜二丁目1番地先 0.63キロ</p> <p>事案番号 24C02-4 千葉県習志野市奏の杜二丁目1番地先 千葉県習志野市谷津一丁目16番地先 0.25km</p> <p>事案番号 24C02-5 千葉県習志野市谷津一丁目16番地先 千葉県習志野市谷津一丁目16番地先 0.17km</p> <p>事案番号 24C02-6 千葉県習志野市谷津一丁目16番地先 千葉県習志野市谷津四丁目2番地先 1.23km</p> <p>事案番号 24C02-7 千葉県習志野市谷津四丁目2番地先 千葉県船橋市宮本四丁目15番地先 1.44km</p>

	令和6年11月16日
休止を必要とする理由	利用状況が芳しくなく、収支を圧迫する状況が続いている中で、新たな改善基準告示の適用に伴い、作業数の更なる削減等が必要になるため。

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第15条の2第2項の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の①～④の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課又は千葉運輸支局輸送担当まで提出して下さい。（郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。）

- ① 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- ② 事案の件名及び事案番号
- ③ 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- ④ 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

（参 考）

一般乗合旅客自動車運送事業の路線の休廃止については、道路運送法第15条の2第1項の規定により、実施予定日の6ヵ月前までに届け出ることで実施可能となっています。この意見の聴取は、本事案に係る休止を行った場合における旅客利便の確保についての意見を聴取し、同条第3項及び第4項に基づく休止の実施日の繰り上げが可能かどうかを判断するために行うものです。

意見聴取において届出を行った事業者が繰り上げを希望し、かつ、他の利害関係人から特段の意見のなかった場合などにおいて、旅客の利便を阻害しないと認められるときには、繰り上げを行うことがあります。

公 示

一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請があったので、道路運送法施行規則第55条の規定に基づき、下記のとおり公示する。(本事案は令和6年4月11日付で公示しているが、精査の結果、公示内容に変更が生じたことから、あらためて公示するものである。)

令和6年6月6日

関東運輸局長 勝山 潔

1. 申請事案の概要

- (1) 事案番号：24A01
- (2) 事案の件名：一般乗合旅客自動車運送事業における運賃の上限変更認可申請
- (3) 事案の概要
 - ① 申請年月日：令和6年3月25日
 - ② 申請者：十王自動車株式会社
 - ③ 適用路線：群馬県内及び埼玉県内の一般路線バス
 - ④ 平均改定率：20.59%
 - ⑤ 初乗り運賃：220円
 - ⑥ 現行・申請運賃比較表 ※下線部は当初公示内容

(単位：円)

区間	片道運賃		通勤定期1ヶ月	
	現行	申請	現行	申請
伊勢崎駅～本庄駅北口	520	760 ※740	21,840	31,920 ※31,080
伊勢崎駅～東京福祉大学	350	470	14,700	19,740
伊勢崎駅～阪東橋北詰	460	600	19,320	25,200

2. 意見の聴取について

本事案に関して、道路運送法第89条の規定による意見の聴取を行いますので、本事案に利害関係を有し、意見の聴取を受けようとする者は、この公示の日から10日以内に、次の(1)～(4)の事項を記載した意見聴取申請書を関東運輸局自動車交通部旅客第一課まで提出して下さい。(郵送による場合には、期限当日の消印のあるものは有効とします。)

- (1) 意見の聴取を受けようとする者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 事案の件名及び事案番号
- (3) 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- (4) 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

3. 意見の聴取の実施予定日及び場所

意見聴取の日時及び場所については、利害関係を有すると認められた者に対して、実施予定日の10日前までに別途通知します。

事務取扱担当課：自動車交通部旅客第一課
以上

公 示

◎個人タクシーの法令試験の実施について

平成14年1月31日付けで公示した「個人タクシー事業の許可等に係る法令の試験の実施について」に基づき、下記により実施する。

令和6年6月6日

関東運輸局長

営業区域	東京都 特別区・武三交通圏、北多摩交通圏、南多摩交通圏 神奈川県 京浜交通圏、県央交通圏 千葉県 千葉交通圏、京葉交通圏、東葛交通圏 埼玉県 県南中央交通圏、県南東部交通圏、県南西部交通圏 群馬県 中・西毛交通圏 栃木県 宇都宮交通圏
試験対象者	① 令和6年4月1日から令和6年5月31日までに事前試験の受験申込をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者 ② 令和6年2月1日から令和6年5月31日までに譲渡譲受の認可申請をし、下記日時に実施する試験の通知を受けた者
試験実施日時	令和6年7月4日(木) ① 特別区・武三交通圏 10時10分から12時00分まで ② 京浜交通圏 14時20分から16時00分まで ③ その他の交通圏 14時20分から15時50分まで
試験実施場所	神奈川県横浜市中区北仲通5-57 横浜第二合同庁舎 ※ なお、試験会場については、試験実施通知書により受験者へ通知する。

(備考) 試験に関する問い合わせ先 関東運輸局自動車交通部旅客第二課監理第一係 電話番号045(211)7246

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金設定認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年6月6日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B10号 株式会社 そよかぜ

1. 令和6年5月23日
2. 京浜地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)設定認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

- | | |
|-----------|-----|
| (ア) 特定大型車 | C運賃 |
| (イ) 大型車 | A運賃 |
| (ウ) 普通車 | B運賃 |

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年6月6日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B08号 有限会社 ロイエル商会

1. 令和6年5月17日
2. 茨城県地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の時間制運賃について、初乗・加算時間を10分に短縮する。

(ア) 普通車 E運賃

公 示

◎旅客自動車運送事業の運賃及び料金変更認可申請事案

道路運送法施行規則第55条の規定により次のとおり公示する。

なお、本件について意見の聴取の申請をしようとするときは公示の日から10日以内に次に掲げる事項を記載した申請書を当該運輸支局経由関東運輸局長あて提出されたい。

- 1 申請者の氏名又は名称及び住所
- 2 事案の件名及びその番号
- 3 意見の聴取において陳述しようとする者の氏名及び職業又は職名
- 4 意見の聴取における陳述の概要及び利害関係を説明する事項

令和6年6月6日 関東運輸局長 勝山 潔

○一般乗用旅客自動車運送事業の運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請事案

番号 申請者 事案の概要(1. 申請年月日 2. 運賃適用地域名 3. 申請概要)

24B09号 小山 恵美子

1. 令和6年4月12日
2. 千葉県A地区
3. 運賃及び料金(福祉輸送サービス)変更認可申請の概要

下記の距離制運賃について、初乗距離を2kmに換算する。

(ア) 大型車 A運賃

公 示

行政手続法第13条及び道路運送車両法第103条の規定に基づき下記のとおり
聴聞を実施する。

記

1. 件名

道路運送車両法第53条の規定に基づく整備管理者の解任命令処分について

2. 使用者の氏名又は名称及び住所

株式会社 オリオン通商 代表取締役 丸井 啓輔
東京都葛飾区東新小岩1-4-4 セルティビル2F

3. 使用者の使用の本拠の位置

東京都葛飾区東新小岩1-4-4

4. 整備管理者の氏名

丸井 啓輔

5. 聴聞の期日

令和6年7月3日 午後1時30分

6. 聴聞の場所

関東運輸局 会議室
神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第2合同庁舎 18階

7. 理由

道路運送車両法第48条及び同法第49条の規定違反

令和6年6月4日

関東運輸局長

勝山 潔

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月4日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24G01

1. 事業者の氏名及び住所

相原 秀雄

東京都練馬区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月8日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月4日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24G02

1. 事業者の氏名及び住所

小倉 孝光

東京都葛飾区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月22日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を經由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月4日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24G03

1. 事業者の氏名及び住所

土屋 敏夫
東京都板橋区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月12日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月4日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24G04

1. 事業者の氏名及び住所

大谷 和宏
東京都練馬区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月16日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57
横浜第二合同庁舎18階
関東運輸局自動車監査指導部
電話045(211)7271

公 示

◎一般乗用旅客自動車運送事業者に対するタクシー業務適正化特別措置法 第52条の規定に基づく事業用自動車の使用停止事案

タクシー業務適正化特別措置法施行規則第45条の規定により下記のとおり公示する。

なお、当該事案の処分について利害関係を有する者で、当該聴聞に参加しようとするときは、当該聴聞の期日の7日前までに次に掲げる事項を記載した書面を東京運輸支局長を経由して関東運輸局長あて提出されたい。

1. 参加しようとする者の氏名及び住所
2. 事案の件名及びその番号
3. 当該事案について利害関係を有することの疎明

令和6年6月4日 関東運輸局長 勝山 潔

記

事案番号 24G05

1. 事業者の氏名及び住所

宮平 昇

東京都大田区

2. 予定される処分内容

タクシー業務適正化特別措置法第37条第8項の規定違反によるタクシー業務
適正化特別措置法第52条第1項の規定に基づく事業用自動車の使用停止処分

3. 聴聞の期日

令和6年7月19日 午後1時30分

4. 聴聞の場所

神奈川県横浜市中区北仲通5-57

横浜第二合同庁舎18階

関東運輸局自動車監査指導部

電話045(211)7271

公 示

道路運送車両法第94条の8第1項及び同法第94条の4第4項の規定に基づき、指定自動車整備事業者及び自動車検査員に対し、下記のとおり処分を実施する。

記

1. 事業者の氏名又は名称及び住所
有限会社小牧自動車整備工場
代表取締役 吉澤 一
栃木県宇都宮市若草4丁目15番16号

2. 事業場の名称、所在地、認証番号及び指定番号
有限会社小牧自動車整備工場
栃木県宇都宮市若草4丁目15番16号
認証番号 第6-1049号
指定番号 東指第6-118号

3. 処分の内容
 - (1) 保安基準適合証、保安基準適合標章及び限定保安基準適合証の交付停止命令
停止期間 令和6年 6月 7日 から
令和6年10月19日 まで 135日間

 - (2) 自動車検査員の解任命令
解任年月日 令和6年 6月 7日
教習修了番号 第56320号

4. 処分の理由
道路運送車両法第94条の5第1項、同法第94条の5第4項、同法第94条の5第5項及び同法第94条の6第1項の規定違反

令和6年6月5日

関東運輸局長 勝山 潔